

(ご案内) 訪問介護利用者負担助成事業

～介護保険で訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用する方へ～

介護保険制度の適用を受ける前からホームヘルプサービスを利用している方等で、低所得の方は介護保険の訪問介護を利用するときに支払う利用者負担額の一部が助成されます。

1 対象となる方

千葉市の介護保険被保険者証を持っており、要介護（要支援）認定を受けられた方のうち、障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方であって、以下の（１）、（２）のいずれかに該当する方

- （１）65歳に到達する前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して、65歳に到達したことで介護保険が適用された方
- （２）特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援状態となった40歳から64歳までの方

2 助成内容

介護保険制度では、訪問介護を利用するとき、サービスに要する費用の1割(10%)を利用者が負担することになっていますが、上記の要件にあてはまる方は、負担額が全額免除（利用者負担0%）になります。

3 助成を受けるための手続き

助成を受けるには、申請して認定を受けることが必要になります。申請書に必要事項を記入してお住まいの区の介護保険課へ提出して下さい。

認定された方には、「訪問介護利用者負担額減額認定証」を交付します。

4 訪問介護の利用方法

介護保険で訪問介護を利用する場合は、「介護保険被保険者証」と「訪問介護利用者負担額減額認定証」をサービス事業者に必ず提示して下さい。

お問い合わせ先（各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室）

中 央 区	TEL	221-2198	花見川 区	TEL	275-6401
稲 毛 区	TEL	284-6242	若 葉 区	TEL	233-8265
緑 区	TEL	292-9491	美 浜 区	TEL	270-4073